(ウ)　北緯三九度二〇分二七秒
　東経一三八度五九分四八秒
(エ)　北緯三八度四八分〇一秒
　東経一三八度三九分〇四秒
(オ)　北緯三九度一四分五八秒
　東経一三八度〇五分三七秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十七号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年四月二十三日　防衛大臣　小野寺五典

期間　平成三十年五月一日から同年六月三十日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　響灘沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯三五度〇〇分一一秒
　東経一三〇度〇一分五二秒
(イ)　北緯三四度四六分一一秒
　東経一三〇度三一分五一秒
(ウ)　北緯三四度一七分一二秒
　東経一三〇度一二分五二秒
(エ)　北緯三四度二五分一一秒
　東経一二九度五五分五二秒
(オ)　北緯三四度三〇分一〇秒
　東経一二九度五一分四六秒
(カ)　北緯三四度三五分四一秒
　東経一二九度四五分五二秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十八号

海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を次のとおり実施する。

平成三十年四月二十三日　防衛大臣　小野寺五典

期間　平成三十年五月一日から同年六月三十日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。

区域　若狭湾北方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四、三八四メートルまでの間

(ア)　北緯三九度二七分一〇秒
　東経一三六度〇九分四九秒
(イ)　北緯三七度一四分一一秒
　東経一三六度〇九分四九秒
(ウ)　北緯三六度三三分一一秒
　東経一三四度四四分五〇秒
(エ)　北緯三七度四〇分一〇秒
　東経一三三度二四分五〇秒
(オ)　北緯三八度三三分一〇秒
　東経一三四度〇一分五〇秒

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十九号

海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年四月二十三日　防衛大臣　小野寺五典

期間　平成三十年五月一日から同年六月三十日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　百里沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一二、一九二メートルまでの間

(ア)　北緯三六度〇五分〇〇秒
　東経一四一度二〇分四八秒
(イ)　北緯三六度三八分三六秒
　東経一四一度二〇分四八秒
(ウ)　北緯三六度四〇分四三秒
　東経一四二度一〇分四六秒
(エ)　北緯三六度〇九分五九秒
　東経一四一度五九分五二秒
(オ)　北緯三六度〇五分〇〇秒
　東経一四一度四六分〇四秒

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年四月二十三日　防衛大臣　小野寺五典

期間　平成三十年五月一日から同年六月三十日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　三沢沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度五〇分一〇秒
　東経一四二度一〇分四七秒
(イ)　北緯四〇度五〇分一〇秒
　東経一四二度五九分四六秒
(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒
　東経一四二度五九分四六秒
(エ)　北緯四〇度二四分一〇秒
　東経一四二度三二分四七秒
(オ)　北緯四〇度二四分一〇秒
　東経一四二度一三分四七秒

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第百三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成三十年四月二十三日　東北地方整備局長　津田　修一

その関係図面は、平成三十年四月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百十二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
寒河江市大字清助新田字冨沢七〇七番一から同市大字白岩字漆保六三八一番一まで	前	四四・二五～一一二・一〇	一・六二三
	後	四四・二五～九九・九四	一・六二三

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○関東地方整備局告示第百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月二十三日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局千葉国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十三日　関東地方整備局長　泊　宏

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　十四号
三　指定する道路の部分

区間	幅員（メートル）	延長（キロメートル）
市川市鬼高四丁目二七九番六から同市鬼高三丁目八二五番一三三まで	二五～一九三・六三	一・〇〇四

四　指定する期日　平成三十年四月二十三日